

障害者自立支援法

◆◇サービスの仕組み◆◇

障がい者の地域での自立した生活を総合的に支援します。

障害福祉サービス

介護給付～障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う。
療養介護・居宅介護（ホームヘルプ）・児童デイサービス・施設入所支援 など

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。
就労移行支援・共同生活援助（グループホーム） など

障がい者・障がい児

補装具費の支給

平成18年10月から補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担することになります。（所得に応じて自己負担の上限あり）

地域生活支援事業

町が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行う。

自立支援医療

障がいの種類や年齢により決められていた医療費のしくみが一本化されます。

- 障がいの種類によらない共通のサービス
- サービス費用をみんなで支え合う（原則として費用の1割を負担）
- 働きたい人の支援
- 身近な地域でサービスを利用
- 身体障がい者
- 精神障がい者
- 知的障がい者
- 障がい児

自立支援法でどんなことをやるの？ 対象となる障がい者は？

これまで、障がいのある人は、その障がいの種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていました。4月からは「障害者自立支援法」により、どの障がいの人も、共通の福祉サービスが地域で受けられるようになります。

◆◇自立支援医療（医療費が変わります）◆◇

更正医療・育成医療・精神通院医療を一本化し、指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障がいの人も医療費の1割が原則として自己負担になります。ただし、所得などに応じて上限を決めています。自立支援医療費の支給を受けるには申請が必要です。福祉課障がいサービス係にお尋ねください。

◇医療費の負担上限額◇

区分	対象となる世帯（同じ医療保険に加入している家族を世帯とします）	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障がい者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で「低所得1」以外	5,000円
中間的な所得	住民税課税世帯で住民税額（所得割）が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額（所得割）が20万円以上	自立支援医療費支給の対象外

所得の低い人以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。例えば・・・

- 統合失調症やそううつ病・うつ病などの人
- 腎臓機能障害や小腸機能障害などの人
- 医療保険の多数該当者 など

対象となる世帯	上限額（月額）
住民税額（所得割）が2万円未満	5,000円
住民税額（所得割）が2万円以上20万円未満	10,000円
住民税額（所得額）が20万円以上	20,000円

◇入院時の食事代◇

入院時の食事代は、日額780円を原則自己負担。（所得の低い人は減額）

◇指定自立支援医療機関◇

自立支援医療費の支給は、北海道が指定した指定自立支援医療機関での医療が対象。

18歳未満の人の育成医療については窓口での支払いが急に多くならないよう経過措置あり。

問合せ 福祉課障がいサービス係（「ゆとろ」内・☎23 - 3019）



やってみよう ゴミの減量化

ゴミを減らす方法

◆知っていますか？繊維リサイクル

昨年6月より繊維リサイクルを始めました。公民館・ゆとろ・西当別コミュニティセンター・ゆうゆう24の4箇所に回収ボックスを設置し、綿50%以上でハンカチ以上の大きさの繊維製品を回収しています。

昨年12月までに、回収した390kgの繊維製品は、工業用ウエス(雑巾)に加工されます。

ゴミを資源にするためには、みなさんの分別協力が重要です。

◆生ごみは手軽に堆肥化できます

生ごみは水分を多く含むため、重さでは、燃やせるごみの約3割を占めており、ごみの減量問題では、生ごみ対策は重要なポイントになります。

18年度には、ダンボール箱を使った堆肥化の講習会を開催するほか、家庭用の生ごみ処理機(コンポスト)の購入に対する助成を検討していますので、各家庭で生ごみの堆肥化を実践してみたいかがでしょうか。

◆買物の仕方や物の使い方考えよう

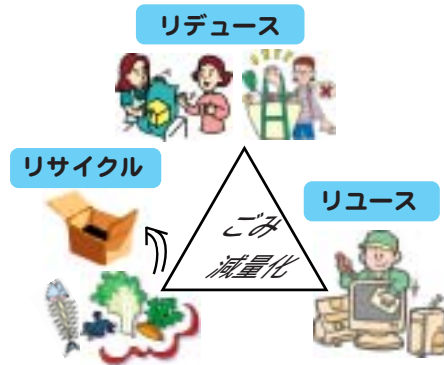
- ◆リデュース 余計な物は買わない、買い物袋を持参する、使い捨てではなく、長く使える商品や詰め替えできる商品を選ぶなど、ごみを家に持ち込まない。
- ◆リユース 修理して使う、チラシの裏をメモ用紙として使う、といった再利用。
- ◆リサイクル 生ごみを堆肥にする、びん、缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パックをしっかりと分別して資源物に出す。

ごみを減らすためには、みなさんがこれら3つの取り組みを実行することが重要なポイントとなっています。

◆ごみの有料化へ向けて

町では、平成18年10月を目前に、家庭ごみの有料化を検討しています。ごみの有料化は、ごみ減量化と資源化、負担の公平化、適正処理費用の財源としての有効活用を目的としています。

18年度に入ってから、有料化に向けて各地域で説明会を開催します。



担当 環境対策課環境対策係 (☎23 - 2503)

住みよいまちを目指す各種委員会の活動



行財政システム再構築プラン 推進委員会

2月7日に開催された1回目の会議では、推進委員会の概要や今後のスケジュールについて議事が進められました。

委員会の役割

この委員会は、住民の立場から再構築プランの推進状況について意見をいただくため、平成21年3月31日まで設置します。

また、町は、18年度から、町が実施している事業などについて、点検・評価を行う「政策評価制度」の正式導入を予定しており、この制度の透明性・客観性を高めるため、委員の方々には、政策評価についても意見をいただく予定です。

当別町行財政システム再構築プラン 推進委員会委員名簿 (敬称略)

役職	氏名	区分
委員長	江口 正尊	学識経験者
副委員長	石谷 捷二	行政経験者
委員	久保 義雄	再構築プラン策定
	八木和香美	検討会議委員経験者
	安部 慎	ワークショップ参加者
	山下 義則	行政推進員
	金子景次郎 宮中由香里	公募

◆担当 企画課企画調整係 (☎23 - 2393)

◆当江線運行本数

	新 (平成18年4月1日から)	旧 (平成18年3月31日まで)
平日	4往復	5往復
土曜・日曜・祝日	運行なし	3往復

新ダイヤ (平日のみ)

◆JR当別駅北口→江別ターミナル

行き先 おもな 停留所名	運賃 当別駅北口から	江別ターミナル			
		J R 当別駅北口	—	6 : 45	8 : 20
末広	100円	6 : 48	8 : 23	12 : 33	16 : 53
開発出張所	160円	6 : 51	8 : 26	12 : 36	16 : 56
5号	210円	6 : 57	8 : 32	12 : 42	17 : 02
篠津	310円	7 : 02	8 : 37	12 : 47	17 : 07
市立病院	470円	—	8 : 47	12 : 57	17 : 17
江別ターミナル	470円	7 : 15	8 : 53	13 : 03	17 : 23

◆江別ターミナル→JR当別駅北口

行き先 おもな 停留所名	運賃 江別(夕)から	J R 当別駅北口			
		江別ターミナル	—	7 : 17	8 : 55
市立病院	160円	—	8 : 59	13 : 09	17 : 29
篠津	240円	7 : 29	9 : 09	13 : 19	17 : 39
5号	330円	7 : 35	9 : 15	13 : 25	17 : 45
開発出張所	420円	7 : 41	9 : 21	13 : 31	17 : 51
末広	450円	7 : 44	9 : 24	13 : 34	17 : 54
J R 当別駅北口	470円	7 : 47	9 : 28	13 : 38	17 : 58

「当江線」バスの 運行が変わります

現在、当別町～江別市間を結んでいる「当江線」バス（JR石狩当別駅北口～江別ターミナル）の運行本数とダイヤが、平成18年4月1日から次のとおり変わります。
ご利用いただいている皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、路線存続のために必要な変更ですので、ご理解をお願いします。
なお、運賃の変更はありません。



▼問合せ 企画課企画振興係
(☎23 - 3042)

住みよいまちを目指す各種委員会の活動

下水道

下水道事業運営委員会

下水道事業運営委員会の第4回会議が1月20日、第5回会議が2月10日に開催されました。
第4回会議は、処理施設への知識を深めるために終末処理場見学をしてから、下水道事業の今後の見直しについての審議を行いました。
第5回会議では、「今後の下水道の運営について」の答申書を町長に手渡しました。

主な答申内容

◆健全に下水道事業を運営していくためには、業務の委託化や人件費の見直しなど、歳出削減の徹底を図りながら、受益者負担の原則に基づいて下水道使用料の見直しをすることが必要。
見直しにあたっては、下水道施設がもたらす衛生環境と利便さを住民に説明し、認識を求めること。

◆維持管理費を使用料で賄うことを考えると、現在の料金に比べて22・7%程度の値上げが必要である。

なお、今回の使用料の見直しは、経営安定のための当面の目標であり、4年程度の期間で経営状況の精査をし、使用料の再検討を行う必要がある。

◆「公共下水道事業の今後の運営」についての答申書、会議録などは下水道課に備え置くほか、ホームページにも掲載しています。
◆担当 下水道課庶務係 (☎23 - 3542)